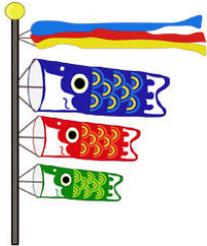


# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年5月号 vol.7



GW前、大濠公園のスタバでこの事務所通信を書いておりますが、もう夏を思わせるような陽射しです。今シーズン初のフラペチーノを注文しました(^\_^)  
第2回の福岡マラソンの申込みが始まりましたね。今年こそ当選しますように。  
今年10月には、友人を何人か引き連れ、我が故郷信州を走るマラソンツアーも計画しています。そろそろさぼり気味の練習も頑張ります！！



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

日本全国で人が住んでいない空き家は約820万戸、その割合は13.5%にも達しています。  
(英国 4%、ドイツ 1%)

この状況を受けて、今年5月には「空き家対策特別措置法」が施行され、今後は、空き家に対する固定資産税等の軽減特例がなくなる可能性があります。

### ”空き家については、住宅の固定資産税が6倍に跳ね上がることも！！”

- ①市町村は、今後、空き家に立入調査ができるようになります。
- ②そして、この立入調査の結果、「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」などの条件を満たした空き家に対して、市町村は、「指導・助言・勧告・命令」が可能となり、最終的には、強制的に空き家を取り壊すこともできるようになります。この取り壊しに必要な費用は、家主に請求されます。
- ③平成27年度税制改正で、②の勧告の対象となった空き家については、固定資産税の住宅用地特例(※)が解除されることとなりました。

#### ※住宅用地特例

- ・住宅用地200㎡以下の部分は、固定資産税を1/6に減額
- ・200㎡を超える住宅用地については、固定資産税を1/3に減額

## 「今月の本の紹介」

吉田松陰 松下村塾 人の育て方  
(桐村 晋次 著・あさ出版)

経営者という立場になると、職場教育の重要さと難しさというものが、永遠のテーマになるのではないのでしょうか。  
本書では、幕末から明治の激動期に多くの逸材を輩出した松下村塾における、人材教育の思想が紹介されています。  
”いっしょに励みましょう”という師弟同行・共学の思想や、何よりも実践を重んじた学びの思想、個性に着目した教育など、活力ある職場の同志を作っていくためのヒントを得ることができました。

## 「旬のレシピ」

今回はちょっとエスニックに ”春人参の千切りサラダ”です

- |       |       |                                     |
|-------|-------|-------------------------------------|
| ①人参   | 2本    | → 少し太めの千切りにしてボウルに入れ、塩(小1/2)を入れ軽くもむ。 |
| ②一味   | 小 1/3 | } これを①に加えて<br>ざっくり混ぜる。              |
| ナンプラー | 小 1弱  |                                     |
| ごま油   | 大 1半  |                                     |
| 削り節   | 1つかみ  |                                     |

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所